NCRC Network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No.112
2013年6月15日
子どもの権利条約ネットワーク

子どもの権利条約 プレフォーラム

5月12日
「子どもの権利条約プレフォーラム」開催

「あなたが普段感じる思いをおとなに向けて伝えるとしたら、どんなことを話してみたいですか？」、「いまを生きる子どもたちはどんなことを思っているのでしょうか？」。そのようなテーマのもと、11月に行われる「子どもの権利条約フォーラム2013」のプレフォーラムとして、「あなたの声をみんなで聴きます」（以下、プレフォーラム）が5月12日（日）に早稲田大学戸山キャンパスで開催されました。子ども21名、おとな111名、計132名が参加し、子ども・若者によるリレートークや、参加者全員のグループに分かれての話し合いなどを通して、いろいろな立場・環境の子どもとおとなが、気持ちよく暮らすことのできる社会にするためにはどうすればよいかを考えるきっかけになりました。

※今回のプレフォーラムは、団体の定例イベントとして毎年5月に子ども参加型企画を実施していた子どもの権利条約ネットワークが主催となり、フォーラム準備委員会を構成している特定非営利活動法人国際子ども権利センター、特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、チャイルドライン東京ネットワーク、特定非営利法人東京シューレと協働で実施されました。

NEWSLETTER No.112 CONTENTS

子どもの権利条約 プレフォーラム
○「子どもの権利条約プレフォーラム」開催 ／1
参加者の感想 ／2
○「子どもの権利条約フォーラム2013」の開催に向けて ／4
東北の子どもたちの今
○サマースクールプログラムを行って
—福島の子どもと大学生が共に過ごす5泊6日 ／5
国内の動き
○「いじめ問題の解決に向けて」10の緊急提言 ／6
○東京シューレのアピール ／7
イベント報告
○子どもの育ちを支える ファシリテーター養成講座2013 ／8
子ども参加
○子どもの視点での意見をまちづくりに生かす
「宝塚市子ども委員会」 ／10
国際社会の動き
○【速報】国連・社会権規約委員会、日本の第3回報告書を審査 ／11
本の紹介・お知らせ ／12

プレフォーラム感想

大槻　さくら　福島県南相馬市（中学３年生）

こどもの権利条約のフォーラムに参加して、お話をさせてもらうまでは、この内容でいいのかななど不安がありました。でも、実際に話すとみなさんが真剣に聞いてくださって嬉しかったです。

ほかのたくさんの方のお話しを聞けたこともとてもよかったです。フォーラムに参加するまでは、こどもの権利条約があることも知りませんでしたが、これをきっかけに少し知ることができました。それから、自分と同世代の人や大人の方々のいろいろな考え方などが聞けて良かったです。

長谷川　桃香（菅生小学校６年）

私がプレフォーラムに参加して良かったことは、いろいろな人の意見が聞けたことです。

意見の中には、学校の校則、いじめ、などがありました。

学校の校則についてでは「入学した時は”だめ”と言われてなかったのに“だめ”といわれた。」という意見がでてきました。この意見を聞いて、私は、高校生になったらしっかり校則について聞かないといけないなと、思いました。

いじめについてでは、自分の班での話の議題のようなものでした。いじめについての意見の中でも一番心に残ったのは「どうしていじめがなくならないのか」です。

いじめは何人かの人が一人の人に暴力をふるったり、人のいやがることをすることです。

それがどうしてなくならないかという意見では、「いじめのことを先生や大人に言うと、いじめがエスカレートするからいじめがなくならない」という意見がありました。

その意見を聞いて、どうして先生や大人に話したらいじめがエスカレートするのか私にはよくわかりませんでした。

私が、いろいろな人の意見を聞いて思ったことは、子供でも、若者でもちゃんと自分の意見を持っているということです。

そして、しっかりその意見を言ってほかの人にその意見を伝えることの大切さを知りました。

だから私はプレフォーラムに参加して良かったと思いました。そして、フォーラムにも参加して、いろいろな人の意見を聞きたいと思いました。

加藤　優吾（NPO法人　ハイテンション）

～伝えたかったこと、感じたこと～

今回「子どもの権利条約ネットワーク」のイベントに初めて参加して、それぞれの思いが吐露されたスピーチを聞くうちに、僕がこれから話そうとしている事は、イベントの趣旨に沿っているのか？と、疑問に思い不安に駆られたが、それを話すためにここにいるのだと決意を新たにして、自分が「伝えたかったこと」を話した。

それは、僕は生まれつき「脳性まひ」で、身体に障害があるが「歩きたいとは思わない」

むしろ僕にとって、歩けるようになるのは恐怖ということだ。車椅子だからこそ、気付けた事、感じた事、喜びや様々な思いが、自身の中で存在して、感性に磨きをかけていく上で、大きく関わっていると思っていて、もし、歩けていたら、それは失っていただろう。

もしかしたら、失っているという事にすら気付かず、日々を送っていたかもしれない。

また、友人達やバンドの仲間達と出会えていたのだろうか？いろいろな地方・場所・イベントでバンドの一員として、歌を歌う事が出来ていただろうか？

僕は、この身体だからこそ出会えた「出会い」だと思っているし、これからもそれを大事にしていきたい。

確かに、人の力を借りる事は多いかもしれないが、その分、感謝の気持ちを歌に込めて、届くように頑張っている。

そして、これは僕の個人的な意見に過ぎないが、障害を持っている方も、持ってない方も、変に気を遣わず、もっとありのままで接しても良い気がする。

お互いに気遣う必要はないと思う。

ハンディは、ハンディじゃなく「個性」なのだから。

イベントは、グループディスカッションもあり、僕のいたグループでは「いじめ・自身の居場所について」を、主に話し合ったが、いじめや悩みにぶつかった時に、相談できる人・信頼出来る人を見つける事が大事だと思った。

たとえ、いじめは無くせなくとも、そういう人が傍に居れば大きな支えになるし、やがて、自分の居場所を見つける事にも、繋がっていくと信じている。

最後に、このイベントに参加させて頂けた事は、本当に嬉しい事で、とても光栄な事だった。
また、次回も参加させて頂けたらと、心から思います。

坂下　朋紀
（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン　アンバサダー　子ども記者）

今回子どもの権利条約フォーラムに参加させていただきとても有意義な時間を過ごす事ができました。今回はワークショップのファシリテーターもやらせていただき参加者の方々と濃い時間を過ごせたと思っております。ワークショップに参加されたみなさんといじめや児童ポルノの問題を語らせていただいたのですが、一番心に残っているのは「冗談半分の悪口」という言葉です。これはハーフの方が言われていたのですが、小学生の時に自分がハーフで肌の色が違うという理由からいじめを受けていたそうです。その方は相手にとっては冗談半分だったのかもしれないけれど自分にとってはそれがとてもいやだったとおっしゃっていました。僕も小学生の時に冗談のつもりで相手を小馬鹿にしたりしていたけどはたして相手はどういう受け取り方をしていたのかなと思うと心に刺さるものがありました。と同時にこれからは冗談でも悪口はいってはいけないなと感じました。それ以外にもみなさんご自身の体験などを語ってくださり、様々な角度からのお話を聞けてとてもいい経験になりました。

もうひとつスピーチをさせていただいた時に感じた事なのですが、伝えることの「大切さ」と「大変さ」です。かぎられた時間のなかでいかにして自分の伝えたい事を伝えるかこれは何回スピーチをやっても考えさせられるものです。しかしまたそこを考えながらスピーチをやっていく事もスピーチの面白い所だと感じています。今回のスピーチで僕が一番お伝えしたかった事は日本の子どもたちがいかに権利を侵害されているかと、もう一つは黙っていても仕方がないと言う事です。今の日本社会はお世辞にも子どもの権利が守られているとは言えません。むしろその逆で教育の現場ですらないがしろにされているのが現状です。しかしそれをギャーギャー言っているだけではいけないと思うのです。言っているだけでは現状は全く改善されません。そうではなくて自分で権利を主張をしていくしかないと思います。権利は主張して勝ち取っていくしかないと思うのです。まだまだ日本では権利を主張することが社会的タブーみたいな風潮があるという風に感じていますが、それも僕たち若い世代が壊していきたいと考えています。今回はこのような素晴らしいフォーラムにお招きいただき本当にうれしく思い又感謝しております、本当にありがとうございました。

工藤　健仁（フリースクール東京シューレOB）

子どもの権利条約フォーラム2013のプレフォーラムで行われた子ども・若者リレートークで発言させていただきました。準備段階から関わらせていただいていたのですが、当初予想していた人数を超え会場は大賑わいでした。

イベントが始まる前から、子どもに関わるおとな、大学生、フリースクールに通う子ども、小中高生など、立場の壁を越えて交流している様子をリレートークの準備をしながら、微笑ましく思っていました。

その後、さまざまな立場の子ども・若者からリレートークで発言があり、僕は「いじめ・体罰・不登校」に焦点を当ててお話させていただきました。昨今の報道にもあるように、いじめや体罰を苦に自殺をする子があとを絶ちません。しかし、学校は、自分はいなくてもいいんだって思わせるようなところではならないとおもいます。子どもにとって息苦しい現状が変えていけるように私たち自身も活動していかなければなりません。

リレートークに続くワークショップでは子どもの想いに耳を傾けながら、幅広い視野から意見が出て熱気があふれていました。子どもが思っていることを話せる場所、人がある・いるというのは大切なことだなと改めて思いました。

イベント終了後に行われたフォーラムの第一回実行委員会でも活発な議論が交わされました。

11月の子どもの権利条約フォーラムを機に「子どもの権利」を多くの人に知ってもらい、深めていただけたらなと思います。プレフォーラムでの熱気をそのままにフォーラム、また、日本が権利条約に批准して20年になる来年に向けて機運が高まっていけばいいなと思います。

「子どもの権利条約フォーラム2013」の開催に向けて

林　大介（子どもの権利条約ネットワーク事務局長
子どもの権利条約フォーラム2013事務局長）

「子どもの権利条約フォーラム」（以下、フォーラム）は、（1）子どもの権利条約に関連した実践の交流、（2）子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり、（3）行政との建設的な対話、（4）子どもの権利実現についての市民レベルでの検証、（5）子どもの権利条約の普及・広報、という趣旨・目的で、1993年から毎年全国各地で開催されてきました。

フォーラムの開催にあたっては、子どもの権利条約ネットワーク（代表　喜多明人）の呼びかけのもと、開催候補地で核（事務局）となる団体と交渉・調整をしたのち、子どもの権利条約の実施・普及や子ども支援にとりくむ個人・NGO／NPOなど団体の交流、自治体との協力・連携で取り組まれ、フォーラムの開催をきっかけに、開催地で「子どもの権利条約」を軸にした官民のネットワークが構築されてきています。

20回目となった昨年（2012年）は名古屋市で開催し、2日間で延べ参加人数、大人356人、子ども169人、合計525名を数えました。名古屋では「子ども×おとな＝未来」をフォーラムのコンセプトの中心に据え、「子ども参加」を前面に打ち出した運営となりました。

そして、21回目となる今年（2013年）のフォーラムは、東京で開催（2013年11月16日（土）・17日（日）／国立オリンピック記念青少年総合センター）することとなりました。

5月12日の1回目の実行委員会では、フォーラムの概要説明や、実行委員長・事務局長の承認、今回のフォーラム開催に向けてのイメージの共有などを、50名を超える参加者とともに行いました。直前に行った「プレフォーラム」の熱気を受け継いでの実行委員会は、高校生、大学生をはじめとする子ども・若者からベテランまで、多様な方の参加で大いに盛り上がりました。

東京でのフォーラムは1999年以来、5回目の開催となります。来年の2014年が【子どもの権利条約批准20周年】という節目でもあり、参加者が条約を立ち返ることのできる場とするために、〈実践交流＋普及啓発＋子ども参加〉を軸に据え、2014年に向けて丁寧に取り組んでいきたいと考えています。ですから今年のフォーラムは、批准20周年となる2014年を「子どもの権利条約批准キャンペーン年」と位置づけ、これまでにフォーラムを開催した地域を中心に、全国各地で権利条約の検証・普及啓発活動を行っていくためのきっかけの場とするための、まさに来年に向けた準備年という位置づけでもあります。

とともに、政治・行政の中枢でもある東京での13年ぶりの開催でもあります。これまでの歩みを振り返りつつ、政治や行政、さらには企業、関係団体などを巻き込んでいきたいと思います。

私が子どもの権利条約に出会ったのは、高校3年生だった1993年でした。授業で学ぶ「基本的人権」の具体的な内容が権利条約に書かれていることを知ったことをキッカケにして、権利条約の普及・啓発活動に踏み出しました。

毎日1.4人の子どもが自殺をし、3日に1人の子どもが虐待で命を奪われる世の中。少子化といわれながらも、子どもの自殺者や虐待死する数は年々増えています。生きたくても生きられない、生きることに希望を見出せない。他国の子どもよりも自己肯定感が低く、10人に8人が疲れている日本の子どもたち。

今から24年前に暉峻淑子さんは著書『豊かさとは何か』で、「日本は経済的には豊かだが、精神的には貧しい」と書かれましたが、今は精神的な貧しさとともに、経済的な貧しさ、格差が広がっています。「子どもの貧困」が最近言われていますが、まさにその背景には、「おとなの貧困」「社会の貧困」があります。

子どもを取り巻く環境について、多くの方が危惧を抱きなんとか良い方向にしていこうと取り組まれてはいますが、状況が改善されてきていないのも事実です。

子ども一人ひとりが、生きることに希望が持てる社会。子どもであっても社会を担う主権者であるということを自覚し、参加できる社会。そうした人間として根本的なことに立ち向かうためにも、今一度、子どもの権利条約の精神を確認する時期にきていると言えます。「子どもの権利条約」を普及・推進するためには多様な世代が関わることが不可欠であり、子ども・若者参加についてはこれまでの蓄積をもとにして、積極的に取り組んでいきたいところです。

今回のフォーラムを通じて、子どもの権利について考え、深め、行動に移すことの大切さを感じる場を創っていきたいと思います。

皆さまの積極的な御参加をお願いいたします。そして、11月、皆さまと会えますことを、楽しみにしています！

子どもの権利条約フォーラム2013

開催予定日　2013年11月16日（土）、17日（日）
開催予定場所　国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟小ホール（16日）
センター棟会議室（16日、17日）

サマースクールプログラムを行って

～福島の子どもと大学生が共に過ごす５泊６日～

佐久間 慧（フェリス女学院大学４年）

サマースクールプログラムは、放射能汚染のために外で十分に遊べない子どもたちの現状をうけて「福島県の子どもたちに、外で思いきり身体を動かし、遊び、楽しい夏休みの思い出をつくりたい」という大学生の声から生まれた。学生が中心となって行う一時保養プログラムで対象年齢は小学5年生から中学3年生である。現在、3回目の実施に向け、学生30名が準備を行っている。

初回のときは、5月から毎日のように話し合い、プログラムを作った結果、23名の子どもを招くことができ、ボランティア45名の協力を得た。事前に、参加する子どもとその家族の方を対象に行った説明会では、お母さん方からは子どもだけで参加させることを心配する声が多く、子どもも親の後ろに隠れており、おとなは子どもたちだけ招いて大丈夫なのかと不安に思った。しかし実際にプログラムが始まってみると、子どもたちは、あっという間に友達をつくり学生とも仲良くなった。公園で遊んだり観光しながら、笑ったり泣いたり喧嘩したりと賑やかに過ごした。ご家族からお礼に頂いた手紙には、子どもがお兄さんになって帰ってきました、といった感想を多く頂いた。

当初の目的であった楽しい夏休みの思い出をつくることができ、学生も充実した時間を過ごした。だが同時に、子どもたちが置かれている状況への理解が足りなかったという反省が挙げられた。参加する子どもとその家族が、放射能の影響を心配しながらも、なんらかの理由により福島に留まる選択をしている、という状況を想像しきれていなかったのである。具体的には、8月にも関わらず、到着した時の長袖にマスクという格好やガイガーカウンターの数値を気にする姿などに衝撃を受けた。また、子どもがそっと話してくれた日常生活での不安を聞きながらも福島へ帰っていく子どもたちを見送ったことを自分の中でどう消化していいのかわからなかったのだ。

2回目は「どうしたら子どもたちに寄り添えるのか」に焦点を当て行った。新メンバーの中には実家が避難区域となったAちゃんも加わり、当事者の話を聞く機会も増えた。事前学習では、福島からの自主避難者を招いて福島のお母さんやお父さんの視点に立ってみるワークッショップや、保養キャンプを行っている方をお呼びして講演会を行い、お互いがどう感じたかをシェアする時間を大切にした。さらに、Aちゃんからは「話すことで気持ちが楽になる、だから福島について話し合える時間を設けたい」との意見が出た。これに対して前回からの参加者は「信頼関係ができ、2人きりになれる状況で子どもから話してきた、時間を設定して行うことではない」という意見だった。話し合いの結果、子どもたちと信頼関係を築くのにかかる時間は子どもによって差があり、話すことで子どもに負担がかかった場合に5泊6日という短い時間の中でフォローできるか、また、その力は私たちには無いのではないか、といった意見から、見送ることとなった。2回目を振り返ってみると、全体的に子どもの話をしっかりと聞くことを意識したことで落ち着いた雰囲気をつくることができ、子どもたちが話しやすい状況をつくれたと感じた。その一方で、初めて参加した学生からは「終わった時は終わったー！という達成感があったが、時間が経つにつれ、子どもたちの話を十分に受け止めることが出来なかったという気持ちになり、受け取ったものが重く感じられる」といった初回と似たような反省や感想が多く挙げられた。対応策として、勉強会や大学で授業を設け、放射能や原発についての知識を身につける機会をつくった。

現在行っている3回目の準備では「私たちは子どもの声を受け止めていけるのか」が焦点となっている。今回も、子どもが不安を口にする時間を設けることで心のケアをしていきたい、という意見が挙り、方法を模索している。しかし一方で、メンバーの多くが難色を示している。前回、受け止めきれなかった私たちが、時間設けて行って受け止めることが出来るのか、もし失敗すれば辛い思いをさせるのではないか、という不安からである。私はこの抵抗感を感じる理由として、話を聞いてもどうすることも出来ないという考えがあると思っている。

子どもたちは内緒のお話をするように、放射能の話をする。子どもたちにとって放射能が内緒の話になったのは、おとながタブーな話にしているのを知っているからだろう。不安なことや解決が難しいことを話すのは、楽しいことではない。しかし、話さないことによって失うことがあるなら、ちょっと勇気を出してタブーな話をしていきたい。このプログラムのメンバーとも、どうして躊躇しているのかを話し合いながら、3回目実施に向けて準備をしていきたいと考えている。

●フォーラム子どもの権利研究2013開催

「いじめ問題の解決に向けて」10の緊急提言

喜多 明人（子どもの権利条約総合研究所　代表）

2013年3月9日、子どもの権利条約総合研究所の主催で、フォーラム子どもの権利研究2013が開催された。その1日目には、同研究所いじめ問題検討チーム（代表提案者：半田勝久：荒牧重人・喜多明人・野村武司・吉永省三）が、いじめ問題の の解決に向けて「10の緊急提言」が提案され、若干の議論のあと承認された。

滋賀県大津市の中学2年生いじめ「自殺」（2011年10月）に端を発したいじめ問題は、現在、国レベルの政治上の問題にまでいたっている。今年2月26日、安倍第二次政権下の教育再生実行会議が「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」を公表した。ここでは、道徳の教科化、いじめに対峙していくための法律の制定、いじめに向き合う責任のある体制の構築、いじめている子への毅然として適切な指導などが提言されている。

これに対して、同研究所検討チームは、この第一次提言に対して、あくまでも子どもの権利条約を機軸として、以下のような10の課題を掲げて、その取り組みの推進を提言してきた。

1．子どもの権利の視点からいじめ問題をとらえ解決につなげる

①「権利の主体としての子ども」という認識を社会全体で共有すること

2．子どもに寄り添う相談・救済のしくみと活動をつくる

②子どもが安心してSOSを出せるしくみをつくること

③子どもの立場に立ち子どもの気持ちや考えに寄り添い問題解決にあたること

3．子どもの生活圏レベルに子どもの相談・救済のしくみを構築する

④学校におけるいじめ問題解決のしくみづくりと安心して学ぶことができる学校づくりを推進すること

⑤自治体に子どもオンブズパーソンのような公的第三者機関を設置すること

⑥再発防止につなぐ原因究明システムを構築すること

4．子どもの相談・救済のしくみが機能する子どもにやさしいまちをつくる

⑦子どもの回復支援のために地域に根ざした総合的なセーフティネットを構築すること

⑧子どもの相談・救済機関とチャイルドラインやNPO等との連携・協力体制を構築すること

⑨「子どもにやさしいまち」づくりを進める

5．子どもの権利を保障する法的枠組みを整備する

⑩子どもの相談・救済のしくみを含む、子どもの権利を保障する法的枠組みを整備すること

いじめ防止対策推進法の制定をめぐって

教育再生実行会議の「いじめに対峙していくための法律の制定」に関しては、5月16日に、自民党・公明党から「いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案」（以下、自公法案という）が提出されて、野党法案との調整が行われている。

子どもの権利条約の視点に立つと、この自公法案は以下の点が問題になると考えられる。

① いじめに関する認識の問題

自公法案は、全体として、いじめに対する現実的、実践的な認識に欠けていると思われる。たとえば、自公法案5条2項などで「いじめを受けた児童等」の「支援」と、「いじめを行った児童等」の「指導」との単純な対立図式に立っている。現実のいじめは、いじめる側といじめられる側との境がなく、相互に入れ替わる可能性もあることなどは無視されている。また、総じていじめの人権侵害性に関する視点が欠如し、いじめを受けた子どもへの寄り添う視点なども自覚に乏しい。自公法案17条、いじめに関する教職員・保護者の学校への通報義務規定が定められているが、必死の思いでいじめを打ち明けた子どもに対して、おとなが安易に通報し、子どもとの信頼関係を失うことが懸念される。

② 解決主体としての子どもの視点の欠如

自公法案3条の基本理念には、「いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する」とあるが、そこでは、子どもたち自身によるいじめの解決という視点が欠落している。わずかに、同法案14条の防止措置として、「いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援」が規定されているに過ぎない。いじめ防止のための生徒に自主活動支援の指針は、すでに昨年9月の文科省いじめ防止指針に掲げられてきており、この法案自体も、文科省の従来のいじめ対策の追認に過ぎない面が強い。

③ 厳罰主義の強化―通知から法律に

ただし、文科省の方針の追認とはいえ、従来は文科省通知レベルでなされてきた対策が法律になるということでの影響が大きい問題もある。とくに、今回法案で規定されている「出席停止」（20条）、「所轄警察署と連携」「所轄警察署に通報」（17条6項）などは、かつて2007年2月7日に出された文科省通知のレベルを超えていると考えられる。今回各地方公共団体に設置が予定されている「いじめ問題対策連絡協議会」の構成団体にも「都道府県警察」が明記されており、法律上の根拠を持って学校現場に警察が介入してくる恐れがある。また、「出席停止」についても同法案19条で、「いじめを行っている

場合」「教育上必要と認められるときは・・・懲戒を加えるものとする。」との懲戒義務を課しており、この懲戒行為が20条の出席停止に連動することが予想される。これまで、文科省は出席停止はあくまで他の生徒の教育の機会を確保するための措置と述べてきたが、実質的な懲戒行為となる恐れがある。

④ 保護者・教職員への不信感と道徳・規範教育の強制

この法案は、いじめ問題の深刻化に従い、その原因を家庭や学校に求め、いじめ防止のために、家庭に対しては、保護者に対する規範教育義務（8条）、教職員に対する道徳教育義務（7条）を貸しているところに特徴がある。

本来は、家庭・保護者による家庭教育の努力や、学校・教職員の主体的ないじめ防止の努力を尊重し、信頼しつつ、不足・不備を補うべく支援を行うのが筋ではないか。

⑤ いじめ対策に対する国・都道府県の関与の拡大―「指導・助言」

総じて、今回のいじめ防止対策の法制化は、これを一つの契機として国、都道府県の権限強化を図り、家庭や学校を規制していく方向に向かうのではないか。首長「附属機関」としての検証（調査の結果の調査を行う）機関の設置が定められている。これを子どもオンブズ制度への発展への根拠と見ることもできるが、総体的には首長による教育行政支配への新たな動きとして注目する必要がある。

東京シューレのアピール

佐藤 信一（東京シューレ）

◇いじめをどう考えるか

学校と比べ、フリースクールでは、いじめは非常に少ない。一人一人の子どもの気持ちや意志が尊重され、自分に合った過ごし方ができ、抑圧感の少ない場では、いじめを生じさせる心理状態は生まれにくい、と考える。「学校」と比べ、と述べたが、東京シューレ葛飾中学校は、「学校」である。しかし、フリースクールと同じように、個々が違って当たり前であり、自己決定が尊重され、スタッフと子どもは上下関係ではなく横に並んでいる関係で、競争によるストレスも低い。このような場では、いじめは生じにくい。

しかし、いじめは複数の人間が同一の場所にいる限り、誰にでも起こりうる。ストレスの発散、嫉妬、支配欲、恨み、優越感、悔しさなどを背景に、人を困らせたり、強さを誇示したり、他者を傷つけることで歪んだ面白さを感じたり、不全感を穴埋めしようとする衝動が働くからである。だから、いじめがあれば、学校は休んでよいし、逃げてよいのだ、という事がもっと子どもに知らされる必要がある。学校は、行かねばならない所と思っている子達は、楽になるには命を絶つしかなくなるからだ。

また、いじめている子には厳罰ではなく、よく話を聞き、いっしょに考える人が必要だ。

◇子ども・若者たちの活動

東京シューレの子ども・若者達は、これまで様々な活動や機会を通して、「いじめ」について取り組んできた。

まず、「不登校の子どもの権利宣言」[i] は、自主的に「子どもの権利条約」を学んだ東京シューレの子ども達が中心となって作成された（2009年）。全13条からなる権利宣言は、様々な理由によって「不登校」になり、なった後も気持ちを理解されず、多くの権利を侵害されてきた子ども達の訴えが凝縮されている。現在は、「不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク」[ii] が組織され、多くの人に伝えていく活動を行っている。

次に、2012年に製作された子ども達による自主製作映画「不登校なう」[iii] は、不登校になるに至った3つのエピソードと、その後自分の居場所を見つけていくストーリーで展開されている。「いじめ」のパートでは、実際にいじめを経験した子どもが脚本を書き、演じている。完成後、各所で上映会を開催し、メディア等でも取り上げていただいている。

そして、2012年は大津市いじめ自殺事件報道により、社会的に「いじめ」への関心が高まった年であり、子ども達の活動もより活発化した。メディア取材を通して経験や思いを伝えるほかに、『今、学校のことを考えるのがつらいあなたへ』[iv] というタイトルで、自分たちのメッセージをインターネットで配信した。7月に開催された夏の全国子ども交流合宿では、「いじめ」についての緊急集会で発言したほか、「しゃべくりナイト」というプログラムを企画し、全国から集まった子ども・若者たちと「いじめ」をどう考えるか、熱く議論を交わし大変盛り上がった。8月には、文部科学大臣と直接お話しする機会を得ることができ、学校を休むことも一つの選択肢であることを言ってほしいと訴えに行った。さらに10月には、NHKのテレビ番組「探検！バクモン」[v] でいじめがテーマとして取り上げられ、シューレの子どもたちも登場し、議論に参加した。以上のような外に向けた発信を行う一方で、内部でも定期的に子ども達が主体となって学習会を開催し、「いじめ」や「体罰」「不登校」などについてじっくり考え、深め合う時間をもっている。

今後もイベントやメディアを通した発信のみならず、フェイスブックやブログ、ツイッターといった自分たちに馴染みのある表現手法も駆使しながら、社会に発信し続けていくことになるだろう。大人がどのように受けとめ、当事者の声を活かしていくか問われているのである。

i）http://ameblo.jp/futoko-kenri2009-8-23/より閲覧可能
ii）宣言ネットブログ URL http://ameblo.jp/futoko-kenri2009-8-23/theme-10050807141.html
iii）詳細は、http://www.tokyoshure.jp/25movie/index.html に掲載
iv）http://news.tokyoshure.jp/article/58914572.html より閲覧可能
v）詳細は、『爆笑問題と考えるいじめという怪物（集英社新書）[新書]』，太田光（著）・NHK「探検バクモン」取材班（著）をご購読ください。

NPO　子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）

子どもの育ちを支える ファシリテーター養成講座2013

2013年3月16日（土）と4月14日（日）の全２回でファシリテータ養成講座を行いました。

▶第一回目報告

南雲　勇多（NCRC事務局次長）

子どもの権利条約ネットワークが主催する「子どもの育ちを支えるファシリテーター養成講座2013」の第一回目を開催しました。様々な立場から子どもと向きあう現場で実践活動をしているおとな・大学生世代を対象に、子ども支援の力量形成をともに高め合うことを目指しました。3月9日は講義と参加型ワークショップを組み合わせた第一回目。前半の講演では、震災復興における子どもの権利保障や子ども支援の観点から改めて子ども支援で大切な視点を問い直すため、国連子どもの権利委員会のモニタリングを続けてきた平野裕二さんと、岩手県山田町で子どもの居場所活動を支えてきた宮崎静香さんからお話を聴きました。後半の参加型ワークショップでは、様々な地域、活動分野や立場で子どもと向き合った実践をしている参加者が、それぞれの実践や子ども観を語り合いました。自分の実践、特に実践のなかの「ゆらぎ」や「気づき」など、を他の参加者に語ること、聴き手はその語りに共感し、時には質問を返すことで、お互いに自分の実践とその背景にある様々な想いや葛藤、価値観に気づきあい、広げあい、深めあいました。そして、4月14日の第2回目にむけて、各自、実践のなかで気をつけて見ていく点を明確にして、実践フィールドへもどりました。

▶第二回目報告

竹内　麻子（NCRC運営委員）

養成講座の2回目では、第1回目から2回目までの約1か月の間に、各参加者が実践で感じた「ゆらぎ」や「気づき」を記録したノートを持ちより行いました。 始めに、それぞれが実践の記録や共有をどのようにおこなっているのか、そこで工夫していることは何かについて報告した後、①子ども参加における子どもとおとなのパワーバランスについて悩んでいること、困っていること、②子どもをエンパワー・ディスエンパワーする声かけや事柄について、参加者の経験をもとに6人程度のグループに分かれてそれぞれの経験を話し合いました。私の参加していたグループでは、上手くいかなかったことも含めて自分の経験を語る中で、「どこからが支援でどこまでが支援なのか」「支援とは何か」という話になり、それぞれが子どもに関わりながら日々何気なく、又は当たり前のものとして行っている行為の背景に隠れている自分自身の価値観や姿勢を、これまでのことを思い起こしたり、人の話を聞きながら、それぞれ言葉にしていきました。今回の講座の枠の中で、それぞれが十二分に話しきれたという形にはならなかったと思いますが、実践の中で「何かおかしいな」「どうしたらいいのかな」と悩んだときに、立ち止まって考えることは自分や実践を変えていくために必要で意味のあることなんだということは、みんなが実感として感じてもらえたのではないかと思います。

参加者の感想

❊ 櫻井　龍太郎（法政大学キャリアデザイン学部4年 NPO法人せたがやっこ参画推進パートナーズ理事長）

今回私は中高生支援を行うNPO職員としてファシリテーター養成講座に参加した。参加した動機としては、これまで現場での経験を頼りに活動してきており、子ども支援者として知識面での不十分さを感じていた点、そして様々な形で子ども支援を行っている人々との情報共有の場が欲しかったという点である。

今回のファシリテーター養成講座、子ども支援者同士による「ゆらぎ」の共有がひとつのキーワードであった。様々な現場で活動している人々が集まり、それぞれの現場で直面している動揺や葛藤、不安などをふりかえりグループで共有する。そして何かしらのヒントを得て持ち帰る。

しかし、「ゆらぎ」を語るためには“振り返り”をしっかりと行わなければならない。そのため、参加者同士で普段どのような記録をとっているのか、個人のものと組織のもの（日誌など）をどのように作っているのか情報交換をした。

これまで私は個人的にノートを作り、日々の振り返りを定期的に行ってはいなかった。このことがとてももったいないことである。日々中高生支援をしている中で何度となく失敗し、後悔することはある。しかし、そのことは記録として残さなければ忘れてしまう。忘れてしまえば自分自身支援者として成長することはできなくなる。

そのことは組織においても同様であり、個々が記録を残し共有する機会を作り対策を講じていくことが組織においても意味あるものになっていく。私の勤めるNPOは設立したばかりということもあり、そういった面での整備が不十分であった。ファシリテーター養成講座を受講したことで、個人とし

てのみではなく組織としての改善点も見出すことができた。

ファシリテーター養成講座において学ぶことのできた振り返りのプロセスとしての①言語化②記録化③共有の3点は私自身で実践することはもちろん、組織としても定着させたい。今回この講座得たことをしっかりと今後の活動にいかしていきたい。

※木村　裕美（傾聴ボランテイア）

今回、子どもの権利条約をベースにした『ポジティブ・ディシプリン』の見識をより深めたいという気持ちから参加しました。子どもの権利条約をもう一度学び直したい気持ちがあったからです。そのため正直に申しますと、最初は自分が想定していた講座内容と違う形のものだな、と思っておりました。

けれども、この講座が終了したときに、自分が２つの大きなものを得ていたことに気付きました。

ひとつは「支援者に求められる役割」として「（子どもにとっての）よいおとな」であるということです。

この「よいおとな」とは何だろう？　自分も含めて多くの大人たちは「よい」という言葉を容易く使いますが、ではその「よい」とは何であるのか。この点が丁寧に紐解かれていたので、大変勉強になりました。≪子ども自身が持っている力を"信じる"≫だけが「よい」なのではなく、≪信じて"見守る"（ことができる）≫だったことに気付いた次第です。そして、この"信じて見守る"ことこそが子どもたちのエンパワーに繋がるのだ、と講座を通じて改めて感じました。

もうひとつは「ゆらぎ」と「軸」です。

今まで自分が考えていた「軸」が、実は違っていたことに気付きました。自分の「軸」は博愛的なもの。相手を「愛する」ことであり、愛をもって対峙することだと今までは思っていたのです。

しかし、今回参加したことで、私にとっての「軸」とは愛でなく、知識であり想定することだったと認識しました。つまり「（私の）軸」は、≪相手（＝子ども）の発達をより知ろうとする姿勢≫であり、そして知識と同時に常に学び、自分の想定がベターであったか？　という≪自分自身への問いかけ（＝「ゆらぎ」の省察）≫であった、それこそが「軸」だったのだ、と気付いたのです。

この2つはとても大きな気付きでした。受講しなければ気付かなかったと思います。参加して良かったです。どうもありがとうございました。

※丸山　友香莉（大学職員）

はじめてファシリテーター養成講座に参加し、子どもの権利や、子どもとの関わり方を深く語り合うことができました。参加者はそれぞれ違うフィールドを持ち、子どもとの関わりもそれぞれだったのですが、「子どもにとっていいものを」という共通の思いを共有しながらそれぞれの事例について語り合い、意見し合いながらも子どもたちの姿を想像することで具体的な話し合いをすることができたように感じました。それぞれが持ち寄ったノートの中には、そのそれぞれの大きな“思い”が詰まっていました。それぞれのノートはまとめかたも、字の様子も異なりました。その状況によってもそのときの自分の姿や気持ちを思い出したりできるのだということが分かりました。また、その中には実践の中で集められた「モヤモヤ」がたくさんあり、とても濃い話のネタとなりました。子どものこととなると参加者それぞれが熱くなり、「私はこう思う。」「これはどういう意味か。」という言葉がたくさん飛び交いました。それぞれが持ち寄ったモヤモヤの中には、共通するものもいくつかあり、それを共有したときの感動はとても感慨深いものとなったことを嬉しく思います。普段自分が現場で子どもと関わっているときにはよく分からなかったモヤモヤが、このように人と話したり、共有することでなんとなくすっきりしたように思えました。今回を通して、自分の意見やモヤモヤを他人と共有することは、自分が本当に子どものために「いいおとな」でいられるかどうかを何度も振り返ることができる行為であるということが分かりました。そのため、これからはもっと子どもたちにとっていい社会になるよう大人が何度も振り返って「いま私はいいおとなかな？」と考えることを大切にしていきたいと感じました。

講座を通して、同じ思いを持つ人たちと出会ったり、同じテーマで話し合ったりすることができ、とても貴重な機会となりました。これからもこの機会に学んだことを活かし、子どもにとって「よいおとな」になれるようにがんばって行きたいです。

※菊池　直斗（大学３年生）

私は現在大学3年でファシリテーターとしてNPOでの活動やその他専門職として子どもたちと関わってはいませんが、バイト先ではよく子どもたちと話をします。そこで子どもたちをファシリテートしていく中で感じた子どもと接する際の困難や不安をどう取り除くことができるか、またファシリテーターとはどういうものなのか、どのような現場で働いているのかということを聞き、また話していくことで整理・理解し今後の活動につなげていきたいと思いこの講座を受講しました。

受講されていた方々は児童館の職員やフリースクールスタッフ、NPO法人で活動されている方など様々な形で子どもたちと日々接している方たちで多様な視点からの子ども支援を聴くことができました。そこで見えた共通の、そして最も大切なことを私は学ぶことができました。それは基本的なものであると共にふと忘れがちなものでした。疑問を抱くこと、言語化、そして省察・ふりかえりです。「なぜ」、「どうして」という問いかけを自らにし続けることで自分の支援の軸を見つめなおし改めていくことができ、またそれと同時に子どもにとっての最善の利益のために自分ができることはどういうことなのかを探ることができるということをこの講座を経て感じました。またそのためには実践においての困難や不安を言語化し共有し話し合うこと、聴き合うことも必要であるということも実感しました。実際私はそこで自分にはなかった多くの視点を得ることができました。また実践をするたびにノートを取ることの重要性も感じました。その時に感じた困難、不安を書き記すことで色あせることなく自分に問いかけることができ、それによって実践ごとに改善、改良すべきところが見えてくる、そして失敗したことから目をそらさずに前向きに次回に向けて考えることができるので、これからは子どもたちにとっての最善の利益につなげていくためにどうすればいいのかを自らに問いかけ続けながら「ノートをとること」を続けていきたいと思います。

子どもの視点での意見をまちづくりに生かす

「宝塚市子ども委員会」

浜田 進士（子どもの人権ファシリテーター）

兵庫県宝塚市は、子どもとおとなが協力して、宝塚に住む子どもたちが元気に、そして幸せに暮らすことができるように、「宝塚市子ども条例」を定めています。その中に書かれているように、子どもは自分が思ったことをおとなの人に聞いてもらうことができます。

「宝塚市子ども委員会」は、子どもが思いを言える機会をつくるとともに、その思いをまちづくりに生かすために2012年に初めて開催しました。

子ども委員会では、応募した12名（小学5年生～高校3年生世代）の子どもが子ども委員となり、テーマを自分たちで決め、市の職員から話を聞いたり、施設見学をしたり、まちづくりについて学びながら、自分たちの提案を意見書にまとめて発表しました。

子ども委員会は、おとなが決めたことを子どもがそのとおりにするのではなく、できる限り子ども委員がみんなで話し合って決めながら進めました。話し合いのルールをどうするか、どんな施設を見に行くのか、どの委員も積極的です。市の職員も、子ども委員の思いを応えようと、質問に対する資料の準備をしたり、訪問先についても様々な選択肢を用意したりしました。もちろん、できないときはしっかりと説明する責任が求められました。

難しかったのは、神戸市など先進自治体の施設を訪問した後、市長への意見書にまとめる段階です。各自の「私の思い」を「みんなの願い」に調整することは困難を極めました。委員会副委員長の宮本くんは、グループのリーダーとして、子ども委員と市の職員の間に立って、苦しんだ気持ちを吐露してくれています。私たちサポーターも傍で見ていて、「座礁にのりあげたかなあ」と不安な気持ちでいっぱいでした。

10月21日、市長・教育長・関係部局の前で、子どもたちが「宝塚市子ども委員会意見書」を発表する日を迎えました。7月から臨時の委員会も含めて、多く時間を費やしてまとめた意見書は、おとなたちに「変化が実感できる応答」＝より具体的な施策の実行を求めるものでした。意見書の内容以上に、子ども委員会からは熱意が伝わってきました。宮本くんは、閉会挨拶で意見書完成までのプロセスを、マイナス面も隠さず率直に語りました。その姿勢が市長たち行政側の気持ちを大きく動かすことになります。

子ども委員会は、今年度も続きます。答えのない時代、子どもとおとなが一緒に議論しながら「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

詳しくは以下のキッズ専用HPをご覧ください。
http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kids/kenrijyouyaku/iinkai.html

♧宝塚市子ども委員会意見発表会♧　閉会挨拶

宮本 侑昂（ゆうごう）くん（宝塚市子ども委員会副委員長）

最初は、みんなが自由に意見を言っていたので、みんなとても盛り上がっていました。施設見学へ行っていろいろなものを見たり、そこで働いている人に質問をしたりして、ぼくたちの意見はさらに広がりました。ファシリテーターの佐野さんの指導で大きな模造紙にみんなで意見を書きました。どんどん意見が出てきて、大きな模造紙がたちまち提案で埋めつくされました。みんな本当にやる気があって楽しかったです。模造紙にはってあるたくさんのふせんを見ていると、とてもがんばった気がしました。とても良い意見がたくさんあったので、これからすぐにでもすばらしい意見書が作れると思いました。

しかし、ここからが大変な作業でした。学校でも調べ学習の発表をしたことがありますが、授業中や休み時間などを使って、毎日話し合いができます。学校では同じクラスで同じ年の人がたくさんいるので話しやすいし、クラス全員が発表するので一人ひとりがやる仕事も少ししかありません。でも子ども委員会はグループのメンバー一人ひとりの学年も違うし学校も違います。会議の回数も少なく、会議と会議の日がたくさん空いているので、なかなかみんなの気持ちを一つにまとめることができませんでした。ぼくのグループGreeeeeeen（グリーン）では、ぼくが代表して意見書の原案をまとめました。みんなの意見をもとにまとめたはずだったのに、みんなと意見があわずとても困りました。みんなの気持ちがバラバラで、なかなか会議が進まず悲しくなりました。市の職員の方に泣きながら電話して、もうやめたいと言ったこともありました。

でもみんなに助けてもらい今日までがんばることができました。ぼくは５年生なので、これまでの環境学習などを通して自分なりに意見を持って、この子ども委員会に参加しましたが、一人で考えるのと違って様々な子どもたちの意見をまとめるのがとても大変だということを子ども委員会に参加して初めてわかりました。

子ども委員会の活動を通して、ぼくたちは、ぼくたちのまち宝塚はどのような良いことがあるのかやどこが足りないのかをとても深く考えました。今日の発表会では、ぼくたちが一生懸命考えた意見をおとなの人たちに聞いてもらうことが出来ました。これからもぼくたち子どもの思いが生かされて宝塚が笑顔にあふれるまちになったらうれしいです。

最後になりましたがファシリテーターの先生方、子ども委員サポーターと宝塚市職員のみなさま、今まで本当にありがとうございました。そして、宝塚市子ども委員会をつくってぼくたちに素晴らしい経験をさせてくださった中川宝塚市長に、子ども委員会を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございました。

【速報】

国連・社会権規約委員会、日本の第3回報告書を審査

～包括的な差別禁止法の制定、生活保護制度の改善等を勧告～

平野 裕二（社会権規約NGOレポート連絡会議）

消化不良に終わった審査

2013年4月30日、社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）の実施状況に関する日本の報告書審査がジュネーブで行なわれた。2001年8月の第2回審査に続く、3回目の審査である。前回に引き続きレポートを提出した社会権規約NGOレポート連絡会議のほか、十数のNGOが参加して委員会への情報提供と傍聴を行なった。

審査は、午前・午後の6時間弱をかけて、クラスター１（1～5条：一般的実施措置／差別の禁止等）、クラスター２（6～9条：労働権／社会保障）、クラスター３（10～12条：家族・生活水準・健康）、クラスター４（13～15条：教育・文化）の順に進められた。

日本政府は、上田英明・人権人道担当大使、阿部康次・外務省人権人道課長以下22名の代表団を派遣したが、委員からの質問に対する答弁には不十分・不誠実な点が目立った一方、委員からの追及もそれほど鋭いものではなかったことから、十分な審査が行なわれたとは言いがたい。審査も予定より20分早く終了し、とくに最後の教育分野については消化不良な部分が少なからず残された。

総括所見の概要

このような審査状況は、5月17日に採択された総括所見にも反映されている（以下、〔　〕内の数字は今回の総括所見のパラグラフ番号）。前回の総括所見では、日本の教育制度の競争主義的性質にも触れながら「教育制度の包括的再検討」が「強く勧告」されたが（パラ58）、今回は入学金・教科書代等も含む中等教育の完全無償化が勧告されるに留まった〔29〕。外国人の子どもの教育についても、前回は公立学校への母語教育の導入が「強く勧告」されたのに対し（パラ60）、今回は外国人の子どもの義務教育就学状況に関するモニタリングが促されたのみである〔28〕。ただし、高等学校等就学支援金制度から朝鮮学校が除外されていることについて「これは差別である」と明言し、朝鮮学校への適用を求めたこと〔27〕は評価できよう。

他方、差別の問題については、とくに女性･婚外子･同性カップルに対する差別との関連で現行法を包括的に再検討・改正することが勧告され〔10〕、さらに包括的な差別禁止法の制定も奨励された〔11〕。障害者の雇用差別〔12〕や男女差別〔13〕についても詳細な指摘･勧告が行なわれている。元「慰安婦」に対するヘイトスピーチ（憎悪に基づく誹謗中傷）を防止するための教育が勧告されたこと〔26〕は、日本でも大きく報道された。

労働分野では、過労死の防止も視野に入れた長時間労働の防止、職場におけるいやがらせ防止法の制定などが勧告された〔17〕。社会保障の後退についても懸念を表明されたほか〔9〕、生活保護制度について、申請手続の簡素化、申請者の尊厳ある取扱い、生活保護受給者に対する偏見防止のための教育などが求められたのもタイムリーである〔22〕。これらはいずれも子どもの生活にも深く関わる問題であり、子どもの権利の視点から勧告のフォローアップを進めていくことが求められる。

東日本大震災･福島原発事故の問題にも焦点が当てられ、「災害対応、リスク軽減および復興のための取り組みに対して人権を基盤とするアプローチ」をとること、原発の安全性に関する透明性・情報開示を強化することなどが促された〔24・25〕。次回報告書では「裁判を受ける（原発事故）被害者の権利がどのように保障されてきたかについての情報」を報告することも求められており、被災者に対する人権保障のあり方は引き続き国際的に注視されていくことになろう。

なお、今回の総括所見は、パラグラフの番号数を見れば前回の63から37へと減少しているものの、これは懸念事項と提案・勧告をひとつのパラグラフ番号でまとめたためであり、内容面では前回よりもむしろ詳細かつ具体的になっている。もっとも、子どもの権利の観点からすると必ずしも満足のいくものになっていないのは、これまで述べてきた通りである。

社会権規約に関する次回の報告書提出期限は2018年5月31日と指定された（パラ37）。2001年審査時の勧告、また子どもの権利委員会をはじめとする他の人権条約機関の勧告も参照しつつ、総括所見の検討・普及・実施を進めていくことが求められる（なお、5月21日・22日には国連・拷問禁止委員会による日本の第2回報告書審査が行なわれ、子どもの体罰等を全面禁止すること等も含む勧告が行なわれている）。

◆第3回総括所見の日本語訳全文は筆者のサイトを参照。
http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/234.html

本の紹介・お知らせ

『子どもの居場所ハンドブック』

子どもの権利研究第22号

■日本評論社、2013年2月

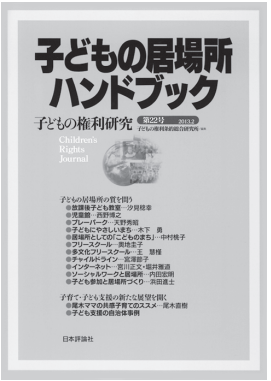

○子どもの居場所の質を問う
放課後子ども教室／児童館／プレーパーク／子どもにやさしいまち／居場所としての「こどものまち」／フリースクール／多文化フリースクール／チャイルドライン／インターネット／ソーシャルワークと居場所／子ども参加と居場所づくり

○子育て・子ども支援の新たな展望を開く

［書評］　居場所＝コンビニの横？

私は、居場所ということばを聞いて、高校生時代に、よく学校の近くのコンビニ横に仲間とたむろしていたことを思い出す。学校の帰りに、コンビニで買ったお菓子や飲み物を片手に、学校や部活、恋愛、進路のことなどたわいのない話から大切なことなど長い時間いろいろと語り合ったものだった。

そんなことを思い出しながら、本書を読んで気づいたのは、高校生時代、学校と家を往復しながら、たまに商業施設に遊びに行くような毎日で、気軽に仲間と集い、ありのままの自分でいられる居場所と呼べる存在がなかったことである。私の話を例にすれば、コンビニにたむろする高校生なんて、ともすれば、不良だ、行儀が悪いなど近隣住民からの注意や苦情の対象になりやすいが、むしろ問題視すべきは、子ども、特に中高生世代にとって、そういった場所以外で気軽に集い、ありのままの自分でいられるような場がない現状なのではないだろうか。

本書では、放課後子ども教室や児童館、こどものまち、フリースクールなど自治体や市民、NPOによる様々な居場所支援実践に加えて、子どもの居場所をめぐる今日的課題についても書かれている。「子どもの居場所」について問い直し、子どもが自分らしく豊かに生きることができる社会を考えていく上で、本書は様々な示唆を与えてくれるのではないだろうか。

また本書では、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2012in目黒（以下、シンポジウム）の報告も掲載されており、子ども支援・子育て支援の新たな展望に向けて、子どもの権利の視点からまちづくりを問い直す試みがされている。シンポジウムで行われていた8つの分科会では、この本のテーマである「子どもの居場所」をはじめ、「子ども条例の制定と実施」、「自治体における子ども参加」、「子ども虐待への対応と連携・ネットワーク」などをテーマにした各自治体からの実践報告や意見交換が行われており、記念講演として行われた「尾木ママの共感子育てのススメ」と合わせて、本書はその記録としても興味深い。

資料編には、韓国のソウル市で制定された「ソウル市子ども・青少年人権条例」の条文と解説が掲載されている。いままで韓国では、「児童・生徒人権条例」など学校内の子どもの権利の権利を保障しようとする動きは見られたものの、市全体の子どもたちの権利を包括的に保障する条例はソウル市が初めてのことなので、同じアジアでの子どもの権利に関わる動きとしてぜひご一読頂きたい。

（吉川 恭平　早稲田大学文学学術院修士１年）

子どもの権利条約ネットワーク主催

子どもの権利条約基礎講座

条約を基礎から学びなおし、条約の理念を再認識し、私たちの社会に浸透させていくため、恒例の基礎講座を開催します。

講 師： 荒牧　重人（あらまき しげと）　子どもの権利条約ネットワーク副代表　山梨学院大学法科大学院教授

日 時： 2013年7月13日（土）14:00 ～ 17:00（受付開始13:30）

場 所： 早稲田大学戸山キャンパス（文学部）33号館8階第9会議室

※詳細・申し込みに関する情報はURLかちらしをご参照ください。
http://www.ncrc.jp/

編集後記

今年の秋に14年ぶりに東京でフォーラムが開催されます。来年の子どもの権利条約批准20周年を見据えての開催です。

この間、わが国の中に「子どもの権利条約」が定着し、子どもたちへの権利教育は少しは行き届いのでしょうか？それを否定したくなるような出来事が続いています。従軍慰安婦問題に関する一部の政治家の発言や、心ない若者の新宿におけるヘイトスピーチに、世界中から非難の声が寄せられていますが、子どもの頃から自分の権利について学んでいれば、他の人の権利を損なう、こんな社会現象は起きないのではないでしょうか。

いじめ問題に関しても、今号の記事でも指摘していますが、与党の「いじめ対策推進法案」には、いじめが権利侵害だという視点が抜け落ちています。いじめが権利侵害だという視点に立てば、おのずから解決の道は見つかると思うのですが、なかなかそうはなりません。

人権意識とは、人間を職業や人種、その他のカテゴリーとしてとらえるのではなく、一人の人間としてとらえ、権利を侵害された個人の悲しみや苦しみに想いを巡らせることのできる力の事ではないでしょうか。

秋のフォーラムを通して一人でも多くの方に「子どもの権利条約」を知ってもらい、広い意味での教育の中で、この条約が活かされるようになるよう切に願っています。

E.A.

「子どもの権利条約」No.112
2013年6月15日発行

★発　行（季刊・年4回）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒152-0034　東京都目黒区緑が丘2-6-1
TEL&FAX　03-3724-5650
Eメール　info@ncrc.jp
ホームページ　http://www.ncrc.jp/
★発行人　喜 多 明 人
★編集人　荒 木 悦 子・南 雲 勇 多
★年会費　5000円　学生 3000円
18歳未満　1000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　（株）第一プリント